ながら見守り活動に関する協定書

狛江市(以下「甲」という。)とセントラル・エンタープライズ株式会社(以下「乙」という。)は、甲、乙が連携して安全安心な地域社会の実現に向けた活動を実施するに当たり、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、狛江市内の子どもや高齢者等が犯罪、事故等の被害に遭うことなく、安全に安心して暮らすことのできるよう甲、乙が連携して見守り活動を行うために、それぞれの役割分担等の必要な事項を定めることを目的とする。

(活動の名称)

第2条 この協定により実施する活動の名称は、「狛江市ながら見守り活動」(以下「見守り活動」という。)とする。

(適用区域)

第3条 この協定の適用区域は、狛江市内とする。

(甲の役割)

- 第4条 甲は、乙に対し、次に掲げる見守り活動に必要な支援を行う。
 - (1) 犯罪及び交通事故の発生状況並びに市民が日常生活の中で不安に感じている場所又は区域(以下「見守り箇所」という。)について、情報を収集、整理し、提供する。
 - (2) 見守り箇所について,定期的に所轄の警察署,関係機関等から情報を得た上で選定し,当該情報を提供する。
 - (3) この他、乙が第5条に掲げる役割を円滑に実施するために必要な支援を行うものとする。

(乙の役割)

- 第5条 乙は,前条により提供された情報に基づき,業務に支障のない範囲で,次に掲げる見守り活動を行うものとする。
 - (1) 業務等における移動中に見守り箇所を通過する際は、移動の速度を落とすなど周囲に存在を見せることにより、防犯効果を高める。
 - (2) 業務の中で、高齢者等へのあいさつを行うことにより、地域の絆の再生と犯罪被害防止を図る。
 - (3) 交通事故の現場に遭遇したとき、急病等で救護を必要とする者、徘徊高齢者、 迷子等、何らかの事情により援助を必要とする者を発見した場合や、高齢者宅等を 訪問した際、異変や生活上の支障等に気づいたときなど、住民の安全安心に係る異 常を認知した場合は、110番通報などにより、関係機関へ通報するほか、その者 への声掛けや安全確保など一時的な対応をとる。
 - (4) 業務の中で、特殊詐欺をはじめとする犯罪の被害防止を図るため、顧客等を 訪問した際等に犯罪被害防止チラシを手渡すなど注意喚起を行う。
 - (5) 業務の中で、営業を行うエリアを管轄する警察署のメールけいしちょう、甲のこまえ安心安全情報メールに登録し、営業エリア内の子どもに対する犯罪等の発

生情報を受信した際は、現場付近を走行するなどして予防活動を行う。

(6) 特殊詐欺をはじめとする犯罪の被害防止を図るため、業務で使用する車両等 に、見守り活動に関するマーク等を掲示するなどして、予防活動を行う。

(相互連携)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に見守り活動及び犯罪の状況等について情報交換を行い、見守り箇所を見直すとともに、見守り活動の方法の改善に努めるものとする。

(遵守事項)

第7条 乙は,第5条(3)の関係機関へ通報する等第1条の目的を達成するのに必要な場合,法令等の定めがある場合を除き,見守り活動に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この協定を解除した後においても同様とする。

(免責事項)

第8条 乙は,第5条に規定する見守り活動を実施したこと,又は実施できなかったことにより生じた問題等について,その責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項等については、その都度、甲及び乙で協議の上これを決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は同一条件により更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月7日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号 狛 江 市 長 松 原 俊 雄

乙 東京都狛江市中和泉一丁目9番5号セントラル・エンタープライズ株式会社介護事業部狛江事業所長白 戸 潤